

## 岡崎市公用車EVカーシェアリング事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

岡崎市（以下「本市」という。）では、ゼロカーボンシティの実現を目指し、地域の再生可能エネルギーを活用したEV（電気自動車）等へ公用車の早期入れ替えを行うとともに、太陽光発電設備を導入する。これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティを向上させ、かつ、公用車として使用しない休日は市民、観光客及び周辺事業者等へ貸し出すことで、市民や事業者等のゼロカーボン・ドライブの実現へ繋げる。本事業では脱炭素の取組をきっかけに、デジタル技術を活用した効率的な行政経営、地元経済・雇用への好循環の創出、公民連携による地域課題を解決するため、初期費用を抑えて導入可能で、需要に応じて車両台数の見直しができ、かつ、維持管理業務の民間委託による市の事務負担軽減にも有効な賃貸借契約により公用車をEVへ更新し、シェアリングを実施する。

なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを活かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、「岡崎市設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱」の第3条第2号に定める公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

### 2 業務名（業務場所）

岡崎市公用車EVカーシェアリング事業（岡崎市指定場所）

### 3 業務概要

別紙1「岡崎市公用車EVカーシェアリング事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 業務履行期間

令和6年1月（予定）から令和12年12月31日（予定）までとする。

### 5 提案限度額

426,723,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

※1 消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。

※2 契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

### 6 参加形態

本業務に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、単独企業または一事業者を代表とした複数企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。ただし、構成企業の中から本業務の代表を定め、代表企業が諸手続きを行い、業務遂行の全般の役割を分担するものとする。また、本市との契約は代表企業と行うことを基本とするが、提案によ

って各構成企業との契約も可とする。各構成企業は次の役割を分担するものとする。

- (1) リース役割 車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備の調達及びリースに関する業務を実施する。
- (2) カーシェアリング事業運営役割 カーシェアリング事業の運営に関する業務を実施する。
- (3) カーシェアリングシステム役割 カーシェアリング事業のシステム構築及び運用に関する業務を実施する。
- (4) 車両メンテナンス役割 車両のメンテナンスに関する業務を実施する。
- (5) 電気設備施工役割 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備の設置工事に関する業務を実施する。
- (6) 電気設備メンテナンス役割 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務を実施する。(高圧受変電設備及び太陽光発電設備の法定点検は除く)
- (7) エネルギーマネジメント役割 エネルギーマネジメントシステム構築及び運用に関する業務を実施する。
- (8) カーシェアリング用駐車場整備役割 駐車場の環境整備に関する業務を実施する。
- (9) その他の役割 上記(1)~(8)以外の本業務に必要とされる業務を担う。
  - ※1 各役割は、複数事業者での構成も可とする。
  - ※2 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
  - ※3 一事業者が複数のグループの構成員となることはできないものとする。

## 7 参加資格要件

応募者（構成員を含む）は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出日から参加資格確認結果通知までに本市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (7) 自家用自動車有償貸渡業の許可を受けている、もしくは受ける見込みであること。

## 8 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担  
応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は応募者に無断で本業務以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本業務に係る情報公開請求があった場合は、岡崎市情報公開条例（平成11年条例第31号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

参加表明書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、代表企業を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は提出した書類を変更することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効にする。

(9) 予算が否決された場合

予算について岡崎市議会令和5年12月定例会で可決されなかったときは、本案件は無効となる。なお、応募に要した費用を本市に請求することはできない。

9 事業スケジュール

	項目	日程
1	事業実施の公告、実施要領等の公表	令和5年8月18日（金）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和5年8月18日（金）～ 令和5年8月30日（水）
3	現地調査の実施	令和5年8月21日（月）～ 令和5年10月10日（火）
4	実施要領等に関する質問への回答	～令和5年9月6日（水）
5	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和5年9月11日（月）～ 令和5年9月15日（金）
6	参加資格確認結果及び提案書提出要請の通知	令和5年9月22日（金）
7	提案書の受付	令和5年10月2日（月）～

		令和5年10月10日（火）
8	プレゼンテーション審査	令和5年10月25日（水）
9	優先交渉権者の決定、選考結果の通知（予定）	令和5年10月31日（火）
10	優先交渉権者による現地調査	～令和5年11月下旬
11	契約内容についての詳細協議	～令和5年12月下旬
12	事業契約の締結	～令和6年1月上旬

## 10 実施要領等の公表

- (1) 公表場所  
本市ホームページに掲載
- (2) 公表内容
  - ア 実施要領
  - イ 仕様書（別紙1）
  - ウ 評価基準（別紙2）
  - エ 様式
  - オ スケジュール（イメージ）（別添1）

## 11 質問の受付

- (1) 受付期間  
令和5年8月18日（金）～令和5年8月30日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法  
質問は、質問書（様式第10号）を使用すること。なお、受付は電子メールに限り、件名を「EVカーシェアリング事業プロポーザルに関する質問」とし、質問書の提出後に岡崎市総合政策部企画課へ電話でメールの到着を確認すること。
- (3) 提出先及びメールの到着の確認先  
岡崎市総合政策部企画課  
電子メール kikaku@city.okazaki.lg.jp  
電話 0564-23-6108（直通）
- (4) 質問への回答方法  
本市ホームページで随時公表するものとし、令和5年9月6日（水）午後5時までに全ての回答を公表する。

## 12 現地調査の実施

- (1) 受付期間  
令和5年8月21日（月）～令和5年10月10日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法  
受付は電子メールに限り、件名を「EVカーシェアリング事業プロポーザルに関する現地調査の実施」とし、メールに現地調査の希望日時を記載すること。メール送信後には岡崎市総合政策部企画課へ電話でメールの到着を確認すること。

- (3) メール送信先及びメール到着の確認先  
岡崎市総合政策部企画課  
電子メール kikaku@city.okazaki.lg.jp  
電 話 0564-23-6108 (直通)

### 13 参加表明書及び資格確認書類の受付

- (1) 提出日時  
令和5年9月11日(月)～令和5年9月15日(金)午後5時まで
- (2) 提出先  
岡崎市総合政策部企画課(東庁舎5階)
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(提出日時内に必着)  
※1 持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。以下同じ。  
※2 郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。以下同じ。
- (4) 提出書類  
次に掲げる書類を各1部提出すること。
- ア 参加表明書(様式第1号)  
グループの場合は、代表企業名にて提出すること。
- イ グループ構成表(様式第2号)  
グループの場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ウ 委任状(様式第3号)  
グループの場合は、本業務における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。
- エ 各構成員の間で取り交わされた覚書の写し  
グループの場合は、本業務の応募に関して、応募者の各構成員で覚書を取り交わすこと。
- オ 役員等氏名一覧表(様式第4号)  
グループの場合は、応募者の全ての構成員が提出すること。
- カ 秘密保持の誓約書(様式第5号)  
グループの場合は、応募者の全ての構成員が提出すること。

### 14 参加資格確認結果及び提案書提出要請の通知

- (1) 通知期限  
令和5年9月22日(金)午後5時
- (2) 通知方法  
参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### 15 提案書の提出等

- (1) 提出日時

令和5年10月2日（月）～令和5年10月10日（火）午後5時

(2) 提出先

岡崎市総合政策部企画課（東庁舎5階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出日時に必着）

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、アからキを各1部、クを14部（正1部、副13部）提出することとし、A4サイズ以外の書類についてはA4サイズに折り込むこと。

ア 提案書提出届（様式第6号）

イ 事業実績調書（様式第7号）

ウ イに係る実績が分かる書類（契約書等）の写し

エ 提案車両等一覧表（様式第8号）

車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備は仕様書に応じ選定すること。

オ 見積書（様式第9号）

カ オに係る見積金額の内訳明細書（任意様式）

賃借料及びその内訳、工事費、諸経費等が記載されていること。

キ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を含むこと）の写し

グループの場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

ク 提案書（任意様式）

「16 提案書の作成方法」によるものとする。

## 16 提案書の作成方法

(1) 書式

用紙はA3サイズ（横）とし、枚数は10枚以内（片面印刷）とし、簡潔にまとめること。使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

(2) 記載内容

仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。ただし、副本には企業名を記載しないこと。

ア 事業スケジュール

令和5年度以降、各年度における現地調査、詳細協議、契約締結、工事着手、賃貸借開始等の一連の工程表を別添1「スケジュール(イメージ)」を参考に記載すること。

イ 事業実施体制

応募者の各構成員の役割や事業の実施体制、本市との連絡体制及びリスク顕在時の対応体制について記載すること。

ウ 車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備に関する提案

どのような基準で車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備を選定するか記載すること。

エ 事業運営に関する提案

(7) 運営時間や利用方法、利用料金など、カーシェアリング事業の運営方法について記載すること。

(イ) 連絡体制

事故及びトラブル等が発生した際の連絡体制について記載すること

オ 現地調査に関する提案

調査内容と調査方法について記載すること。

カ 施工計画に関する提案

(7) 施工方法・工程管理

施工方法や工程管理について、利用者や施設運営の支障とならないよう配慮又は工夫する点を記載すること。

(イ) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

(ウ) 環境への配慮

施工及び運用にあたり、環境への配慮について記載すること。

キ 賃貸借設備の管理及びメンテナンスに関する提案

(7) 管理方法及びメンテナンス体制

賃貸借設備の管理方法、定期点検等の実施体制及び不具合時の対応体制について記載すること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

ク その他の提案

アからキまでの内容以外に、評価基準に沿って本市にとって有益性のある提案を記載すること。

## 17 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和5年10月25日（水）

※1 開催場所、開催時間、注意事項等については応募者に別途通知する。

※2 プレゼンテーション審査の順番については、本市が抽選を行い決定する。

(2) 説明時間

各応募者の説明時間は20分とし、説明者は本業務に主に携わる予定の担当者とする。質疑応答時間については20分とし、計40分とする。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

イ 出席者は7名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、応募者名を伏せて行うため、自己紹介等、応募者名が特定される行為を一切行わないこと。

エ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。ただし、プロジェクター及びスクリーンを除

くプレゼンテーションに必要な機器（パソコン、パソコンとプロジェクターをつなぐケーブル、電源コード等）等は、応募者が持参すること。

オ 説明時にプロジェクターで投影する資料は、提出書類とは別に作成することを可とする。ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で説明用に編集を加えたものとする。この場合、説明資料（応募者名は記載しないこと）を14部印刷してプレゼンテーション審査当日に提出すること。

カ 全ての応募者のプレゼンテーションが終了した後、引き続き提案の審査を行う。

## 18 提案の審査及び優先交渉権者の決定

(1) 提案の審査については、岡崎市公用車EVカーシェアリング事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。

(2) 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、別紙2「評価基準」に基づき各応募者の評価点を算出する。各委員の採点の平均点を算出し、最も高かった者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点交渉権者として決定する。

(3) 各委員の採点の平均点が最も高く、かつ、同点となった者が2者以上あった場合には、別紙2「評価基準」の審査項目「1 事業全体」でより高い点数の者を優先交渉権者とし、次に高いものを次点交渉権者とする。それでもなお、同点となった者が2者以上あった場合には、提案価格がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。提案価格が同額であった場合は、審査委員会の決するところによる。

(4) 選考は次の5名の委員により行う。

委員長 丸山 泰男（元愛知県環境部技監）

委員 井料 美帆（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）

委員 今成 潔（日本政策金融公庫岡崎支店長）

委員 岩月 幹雄（岡崎商工会議所専務理事）

委員 戸谷 康彦（岡崎市総務部長）

※ 記載順は、学識経験者及び外部委員、本市職員の順に五十音順とする。

## 19 選考結果の通知及び公表

(1) 通知日

令和5年10月31日（火）（予定）

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(3) 選考結果の公表

次に掲げる情報については、選考結果通知後に本市ホームページで公表する。

ア 優先交渉権者（グループの構成員全て）の事業者名及び所在地

イ 次点交渉権者（グループの代表者）の事業者名及び所在地

## 20 契約等について



(1) 現地調査

優先交渉権者は工事着手及び賃貸借開始前に現地調査を行う。なお、現地調査を行う際は、施設の所管部署の担当者と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

ア 調査期間

提案書等で提示されたスケジュールを基に、協議により決定する。

イ 提出書類

本市が指定する日までに次の書類を提出する。

(ア) 提案車両等一覧表（様式第8号）

導入する車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備は提案内容を基に選定し、現地調査により設置可否の確認を行ったうえで提出すること。

(イ) 見積書（様式第9号）

現地調査を行った後、見積書を改めて提出すること。

(ウ) (イ)に係る見積金額の内訳明細書

賃借料及びその内訳、工事費、諸経費等が記載されていること。

(2) 詳細協議

優先交渉権者は、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、「岡崎市賃貸借契約約款」を基に本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容に関する調整に応じること。なお、詳細協議には、金額の調整に応じることができる者及び現地調査の結果を把握する者が立会うこと。

(3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結する。なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、当初の契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

(4) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市及び優先交渉権者（代表企業又は各構成企業）

イ 契約の概要

提案書及び協議内容に基づき締結するものであり、遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

ウ 契約金額

提案書等で提示された金額を基に、協議により決定する。

エ 支払回数等

支払時期及び回数は協議により決定する。

(5) 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

21 失格要件

選考時点において、次の要件に一つでも該当する場合は、失格または優先交渉権者の資

格を失うものとする。

- (1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - イ 指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 虚偽の内容が記載されている場合
  - オ 見積書に記載された金額が「5 提案限度額」に定める金額を超える場合
  - カ 委員に故意に接触を図る、若しくはその他選定の公平性に影響を与える行為をした場合
- (2) 契約内容の協議に応じなかった場合
- (3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為をした場合
- (5) 「7 参加資格要件」に定める資格を失った場合
- (6) 優先交渉権者の都合により、提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (7) その他不正な行為があった場合

## 22 その他

- (1) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。
- (2) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第 11 号）を提出すること。なお、辞退による応募者（構成員を含む）への不利益は生じない。
- (3) 日程及び内容について変更が生じる場合は、本市ホームページで公表するものとする。

## 23 問合せ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地  
岡崎市総合政策部企画課企画 2 係  
電 話 0564-23-6108 F A X 0564-23-6229  
電子メール kikaku@city.okazaki.lg.jp

別表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担		
		市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○
	資金・材料・製品の調達	事業に必要な資金、材料及び製品の確保に関する こと（材料及び製品は、天災等、社会通念上やむを得ない場合は除く）		○
	制度の変更	税制の変更によるもの	○	
		法令・許認可の変更によるもの	○	○
事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○		
	事業の実施に必要な許可等の遅延によるもの		○	
	事業者の入札参加停止、事業放棄、破綻によるもの		○	
設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）によるもの	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○	
施工段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）によるもの	○	○
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた障害		○	
	引渡し前に工事に起因し本市施設に生じた障害		○	
用地の確保	資材置き場の確保		○	

支払段階	金利の変動	金利の変動によるもの		○
	支払遅延・不能	本市の責による支払いの遅延・不能	○	
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○